

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
港湾及び空港における工事安全対策業務 R2.4.1 ~ R3.2.26 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.4.1	(特)みなとサポート 横浜市中区海岸通3-12-1	9020005005091	一般競争入札 (総合評価)	4,625,667	4,620,000	99.9%	
水中部施工状況確認業務 R2.4.1 ~ R3.3.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.4.1	(一社)日本潜水協会 東京都港区新橋3-4-10	2010405001061	一般競争入札 (総合評価)	26,629,666	26,400,000	99.1%	
港湾・空港整備に係る沿岸気象海象情報の予測情報等提供業務 R2.4.1 ~ R3.3.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.4.1	(一財)沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2	2010005018571	一般競争入札 (総合評価)	52,912,856	52,360,000	99.0%	
関東地方整備局管内港湾・空港技術審査補助業務 R2.4.1 ~ R3.3.25 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.4.1	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	10,784,607	9,922,000	92.0%	
船舶機械技術資料作成業務 R2.4.1 ~ R3.3.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.4.1	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	20,605,653	19,514,000	94.7%	
建設資材等価格調査 R2.4.10 ~ R3.3.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.4.10	(一財)経済調査会 東京都港区新橋6-17-15	1010005002667	一般競争入札 (総合評価)	28,179,360	27,060,000	96.0%	
船舶機械施工確認業務 R2.4.28 ~ R3.3.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.4.28	(株)ボルテック 東京都千代田区内神田1-8-1	5010401047320	一般競争入札 (総合評価)	10,946,569	10,560,000	96.5%	
東京港臨港道路南北線10号地その2地区岸壁(-7.5m)他築造工事 東京都江東区有明地先/千葉県富津市新富地先製作ヤード R2.5.8 ~ R3.3.15 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.5.8	東亜・あおみ特定建設工事共同企業体 代表者 東亜建設工業(株)東京支店 東京都中央区日本橋室町4-1-6	-	一般競争入札 (総合評価)	737,238,187	670,120,000	90.9%	
東京国際空港C誘導路他地盤改良工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 R2.6.11 ~ R3.3.18 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.6.11	東洋・りんかい日産・本間特定建設工事 共同企業体 代表者 東洋建設(株)関東支店 東京都千代田区神田神保町1-105	-	一般競争入札 (総合評価)	3,370,123,336	3,107,500,000	92.2%	

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
東京国際空港C滑走路他地盤改良工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 R2.6.10 ~ R3.3.18 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.6.10	五洋・大成・みらい特定建設工事共同企業体 代表者 五洋建設(株)東京土木支店 東京都文京区後楽2-2-8	-	一般競争入札 (総合評価)	1,666,574,974	1,524,820,000	91.5%	
横浜港新本牧地区護岸(防波)南側海上地盤改良工事 横浜市中区本牧ふ頭地先 R2.7.7 ~ R4.3.28 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.7.7	東亜・本間・不動テトラ特定建設工事共同企業体 代表者 東亜建設工業(株)横浜支店 横浜市中区太田町1-15	-	一般競争入札 (総合評価)	5,172,432,511	4,763,000,000	92.1%	
横浜港新本牧地区護岸(防波)東側海上地盤改良工事 横浜市中区本牧ふ頭地先 R2.7.1 ~ R3.12.24 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.7.1	五洋・みらい特定建設工事共同企業体 代表者 五洋建設(株)東京土木支店 東京都文京区後楽2-2-8	-	一般競争入札 (総合評価)	4,191,068,096	3,855,782,700	92.0%	
東京国際空港A誘導路他土質調査 東京都大田区羽田空港東京国際空港内 R2.8.4 ~ R4.3.4 測量・調査	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.8.4	東京国際空港A誘導路他土質調査 中央開発・川崎地質設計共同体 代表者 中央開発(株)東京支社 東京都新宿区西早稲田3-13-5	-	指名競争入札 (公募型競争入札) (総合評価)	450,808,826	412,500,000	91.5%	
川崎港臨港道路東扇島水江町線東扇島アブリ一子部上部工事 川崎市川崎区京浜運河(東扇島側) R2.8.6 ~ R5.3.20 港湾等鋼構造物工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.8.6	JFE・日立特定建設工事共同企業体 代表者 JFEエンジニアリング(株) 東京都千代田区丸の内1-8-1	-	一般競争入札 (総合評価)	3,714,689,000	3,421,770,000	92.1%	
川崎港臨港道路東扇島水江町線東扇島アブリ一子部橋梁下部工事 川崎市川崎区東扇島 R2.8.13 ~ R4.3.22 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.8.13	東洋建設(株)横浜支店 横浜市中区山下町25-15	9120001077496	一般競争入札 (総合評価)	862,081,000	839,300,000	97.4%	
東京国際空港A誘導路他地盤改良工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 R2.8.19 ~ R4.2.25 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.8.19	五洋・大成・みらい特定建設工事共同企業体 代表者 五洋建設(株)東京土木支店 東京都文京区後楽2-6-1	-	一般競争入札 (総合評価)	3,049,755,285	2,812,700,000	92.2%	
横浜港大黒地区岸壁(-12m)(改良)築造工事 横浜市鶴見区大黒ふ頭地先 R2.9.17 ~ R4.3.25 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.9.17	東亜・あおみ・りんかい日産特定建設工事共同企業体 代表者 東亜建設工業(株)横浜支店 横浜市中区太田町1-15	-	一般競争入札 (総合評価)	3,003,686,169	2,766,500,000	92.1%	
東京国際空港空港舗装動態観測調査 東京都大田区羽田空港東京国際空港内 R2.10.7 ~ R5.2.24 測量・調査	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.10.7	日本海洋コンサルタント(株) 東京都港区芝浦3-7-9	6010601028929	指名競争入札 (公募型競争入札) (総合評価)	221,420,950	184,250,000	83.2%	

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
鹿島港外港地区南防波堤築造工事 茨城県鹿島港内 R2.11.6 ~ R3.11.12 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.11.6	五洋建設(株) 東京土木支店 東京都文京区後楽2-6-1	1010001000006	一般競争入札 (総合評価)	494,725,870	452,100,000	91.4%	
鹿島港外港地区航路・泊地(-14m)浚渫工事 茨城県鹿島港内 R2.11.12 ~ R3.3.26 港湾等しゅんせつ工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.11.12	若築建設(株) 東京支店 東京都目黒区下目黒2-23-18	6290801012011	一般競争入札 (総合評価)	1,114,904,782	1,015,960,000	91.1%	
東京国際空港A滑走路他舗装改良工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 R2.11.20 ~ R3.10.29 空港等舗装工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.11.20	(株)NIPPO 関東第一支店 東京都新宿区西新宿3-7-1	9010001034987	一般競争入札 (総合評価)	2,122,102,317	1,953,600,000	92.1%	
横浜港新本牧地区護岸(防波)本体工事 東京湾内 R2.11.27 ~ R3.12.17 港湾等鋼構造物工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.11.27	JFEエンジニアリング(株) 東京都千代田区丸の内1-8-1	8010001008843	一般競争入札 (総合評価)	845,918,547	773,300,000	91.4%	
横浜港新本牧地区護岸(防波)本体工事(その2) 東京湾内 R2.11.26 ~ R3.12.17 港湾等鋼構造物工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.11.26	日立造船(株) 東京本社 東京都品川区南大井6-26-3	3120001031541	一般競争入札 (総合評価)	832,393,169	756,789,000	90.9%	
東京湾浅場造成工事 千葉県富津市富津沖、千葉県富津市新富地先 R2.12.23 ~ R3.9.24 港湾等しゅんせつ工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.12.23	東亜・東洋特定建設工事共同企業体 代表者 東亜建設工業株式会社 千葉支店 千葉県千葉市中央区中央港1-12-3	-	一般競争入札 (総合評価)	1,572,546,596	1,556,500,000	99.0%	
横浜港新本牧地区護岸(防波)本体工事(その3) 東京湾内 R3.1.7 ~ R4.1.21 港湾等鋼構造物工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.1.7	日立造船(株) 東京本社 東京都品川区南大井6-26-3	3120001031541	一般競争入札 (総合評価)	818,341,206	744,117,000	90.9%	
横浜港新本牧地区護岸(防波)本体工事(その4) 東京湾内 R3.1.7 ~ R4.1.21 港湾等鋼構造物工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.1.7	エム・エムブリッジ(株) 東京都中央区日本橋富沢町9-19	6240001016957	一般競争入札 (総合評価)	802,583,578	729,010,703	90.8%	
横浜港新本牧地区護岸(防波)東側築造工事 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭地先 R3.2.16 ~ R4.3.30 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.2.16	東洋・あおみ・株木特定建設工事共同企業体 代表者 東洋建設(株) 横浜支店 横浜市中区山下町25-15	-	一般競争入札 (総合評価)	2,113,532,823	1,944,690,000	92.0%	

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
横浜港新本牧地区護岸(防波)南側築造工事 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭地先 R3.2.17 ~ R4.3.30 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.2.17	若築・りんかい日産・不動産トラ特定建設 工事共同企業体 代表者 若築建設(株) 横浜支店 横浜市中区尾上町1-6	-	一般競争入札 (総合評価)	3,770,783,024	3,472,700,000	92.1%	
東京国際空港多摩川護岸改良工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 R3.2.25 ~ R4.2.14 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.2.25	東亜建設工業(株) 東京支店 東京都中央区日本橋室町4-1-6	3011101055078	一般競争入札 (総合評価)	2,089,670,000	1,922,690,000	92.0%	
東京国際空港多摩川護岸改良工事(その2) 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 R3.2.25 ~ R4.2.17 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.2.25	五洋建設(株) 東京土木支店 東京都文京区後楽2-6-1	1010001000006	一般競争入札 (総合評価)	680,108,000	619,850,000	91.1%	
東京国際空港C滑走路他地盤改良工事(その2) 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 R3.3.4 ~ R4.2.24 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.3.4	東洋・りんかい日産・本間特定建設工事 共同企業体 代表者 東洋建設(株) 関東支店 東京都千代田区神田神保町1-105	-	一般競争入札 (総合評価)	3,945,923,666	3,630,990,000	92.0%	
東京国際空港C滑走路他地盤改良工事(その3) 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 R3.3.8 ~ R4.2.24 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.3.8	若築建設(株) 東京支店 東京都目黒区下目黒2-23-18	6290801012011	一般競争入札 (総合評価)	2,546,415,410	2,340,228,000	91.9%	
横浜港新本牧地区岸壁(-18m)(耐震)海上地盤 改良工事 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭地先 R3.3.9 ~ R4.1.28 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.3.9	東亜・若築特定建設工事共同企業体 代表者 東亜建設工業(株) 横浜支店 横浜市中区太田町1-15	-	一般競争入札 (総合評価)	1,806,403,986	1,657,480,000	91.8%	
横浜港新本牧地区岸壁(-18m)(耐震)築造工事 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭地先、千葉県富津市新富地先 R3.3.11 ~ R4.3.30 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.3.11	東亜・若築・大本特定建設工事共同企業 体 代表者 東亜建設工業(株) 横浜支店 横浜市中区太田町1-15	-	一般競争入札 (総合評価)	3,766,964,757	3,468,300,000	92.1%	





## 令和 2 年度

東京空港

## 随意契約理由書

## 件名：東京国際空港D滑走路維持管理等工事

本工事は、下記の理由により、鹿島・あおみ・大林・五洋・清水・日鉄エンジ・JFEエンジ・大成・東亜・東洋・西松・前田・三菱重工・みらい・若築異工種建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という）と随意契約する。

## 記

東京国際空港D滑走路建設外工事（以下、「D滑走路工事」という）の工事目的物は、設計供用期間を100年とし、空港島本体に鋼材を本格導入した我が国初となる埋立・栈橋のハイブリッド構造である。このため、施工はもちろんのこと維持管理の確実な実行が必要とされ、D滑走路工事の入札では総合評価落札方式を採用し、設計施工費用に維持管理費を加えた額を入札条件に落札者を決定した。また、契約上も同維持管理費を確実に担保させるため、工事請負契約書に設けた特則条項において、「技術的競争性がない等の甲の判断および国会の議決にもとづいてなされる甲の請求を停止条件」とし、維持管理業務を重要視してきた。よって、今回、維持管理に係る契約を締結するに当たり、現時点での「技術的競争性がない」ことを以下検証する。

必要となる維持管理業務は、通常の滑走路等における定期的な点検（目視観測、路面測定等）はもとより、沈下管理やひずみ計、傾斜計等による動態観測、鋼材の肉厚測定、電気防食の電位測定、栈橋内部の湿度管理等に対しても常時確認するが、これには設計・施工時の経験を踏まえた高い技術力が必要となる。

特に、埋立・栈橋接続部では、埋立側背面の沈下が滑走路や誘導路等の段差、不陸、目開き等の路面変状に直結し、航空機の運用に重大な影響を及ぼすため、これら変状の計測とともに、設計・施工時に設定した判断基準（予測経年変形量等）との照合を含めた総合的な予見能力が求められる。

なお、点検・計測の結果やそれに応じた判断基準との照合は、構造形式や部材特性等も踏まえ、共同企業体が構築した総合的維持管理システムを用いることで確実な実行が見込まれる。

また、鋼部材の防食機能保持のためのチタン製カバープレート、接続部や連絡誘導路の伸縮装置、海生物付着による劣化の軽減を考慮したステンレスライニング等、最先端の特殊部材を多数採用したが、これらの維持・補修や交換にあたっては、設計・施工段階の経験に基づく専門知識や技術が不可欠となる。

さらに、より実態に則した維持管理とするため、必要に応じて維持管理計画を見直す必要があるが、この場合も設計・施工段階の知見が重要な要素となる。

以上から、現段階においても共同企業体のみが円滑に実施できる唯一の者であり、「技術的競争性はない」と判断できる。

一方、D滑走路工事では、契約締結前から学識経験者による第三者委員会（技術検討委員会、コスト縮減委員会）を組織しているが、いずれの委員会からも「現段階における維持管理を第三者が実施することは、瑕疵担保や技術的な問題を含めて、相当なリスクを背負うことになる。」「当初段階から本体工事の施工者以外の者を想定した一般競争による契約方式では、発注者側に求められる責任やリスクが格段に大きくなる。」とされ、「維持管理契約については、共同企業体と契約することが適切である。」との結論を得ている。

以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、共同企業体と随意契約を行うものである。

令和 2 年度

## 随意契約理由書

## 件名：関東地方整備局海洋環境整備船建造技術検討業務

本業務は、下記の理由により、一般社団法人日本作業船協会と随意契約する。

## 記

本業務は、海洋環境整備船の建造に係る関係機関協議、承諾函書の検討及び施工状況確認を行うものである。

現在国内で稼働している総トン数200トン級の海面清掃兼油回収機能を有する作業船は、べいくりんを含め9隻のみであり、建造実績は未だ多いとは言い難い状況である。

当該船舶には、海面清掃時に使用する双胴間のスキッパーや多関節クレーン、油回収時に使用する油回収装置など、一般船舶には無い特殊な機械設備を有しており、本船の建造においてはこれらに対する知見は基より、作業性や安全性等も考慮した運用方法を熟知した高い技術力が求められる。

また本船は、油回収装置を有するため船検71号の対象となり、危険区画内の設備等については防爆対応が必要となるため建造に当たっては、船舶として重要な部分である船体構造、主機関、燃料設備及び関連補助機器のほか、燃料の貯蔵方法や保管位置、これに付随する配管や防火区画の仕様、消火設備や通風装置等、多岐の項目にわたる高度な知見と実績に基づく検討が必要となる。

また、本業務は、過年度から進められている本船の設計・建造について継続して技術検討を行うものであり、業務履行に当たっては、これまでの検討経緯や設計条件、建造請負者との調整内容及び建造工場の設備等を熟知し本船の設計・建造に精通していることが必要である。

- ① 海洋環境整備船（清掃兼油回収船）建造に関する技術検討の実績を有していること。
- ② 海洋環境整備船（清掃兼油回収船）建造に関する施工状況確認補助業務の実績を有していること。

一般社団法人日本作業船協会は、作業船・船舶およびこれに関連する機械・電気設備等に関する技術の向上、開発および普及に関する事業を行い、もって国土の開発と保全ならびに経済社会の発展に寄与することを目的として設立された法人である。また、同協会は、海洋環境整備船（清掃兼油回収船）の建造検討や清掃兼油回収機能検討及び建造時の施工確認業務等に関する十分な実績と高度な知見を有していることから、上記①・②の要件を満たす者且つ過年度も本船の技術検討業務を受注しており、本業務を実施できる者であると判断される。

また、本業務の参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示の結果、参加意思確認書を提出する者がいなかった。

以上のことから、会計法第29条の3第4項に基づき、一般社団法人日本作業船協会と随意契約するものである。

## 令和元年度

### 随意契約理由書

件名：設計沖波作成他検討業務（その2）

本件は、下記の理由により いであ株式会社と随意契約いたしたい。

#### 記

本業務は、茨城県沖における波浪推算を行い、港湾構造物設計に必要となる設計波の算出を行うとともに、構造物の安定性の照査を行うものである。

茨城県沖は、外洋からのうねり性波浪が卓越しており、これにより港湾施設が被災している。昨年度に改訂された港湾技術基準においては、従来の風波のみでなくうねり性波浪に対する照査も求められることとなった。

しかしながら、従来の波浪推算モデルで、単純に推算した場合は、うねり性成分を十分に再現することが難しい。そこで、新たな波浪推算モデルの導入が求められているが、これを使いこなすためには、高い技術力と豊富な知見が欠かせない。一方で、従来モデルを用いた上で、工夫により推算精度を向上させることも考えられる。合わせて、うねり性波浪を考慮した気象擾乱の選定も必要になる。

また、外洋に面した港においては、湾内の港とは比べものにならない高波浪、長周期の波が来襲する。施設が損壊することなく越流することも考えられる。加えて、東京湾内とは異なり、広大な面積の背後施設を有していることも考えられる。

さらに、近年の台風は一部大型化してきているといわれており、従来にはない気象擾乱の想定を考慮する必要がある。

こうした背景から、本業務には高い技術力と豊富な知見が欠かせないため、プロポーザル方式により以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

- ①茨城県沖における外洋からのうねり性波浪を考慮した、気象擾乱の選定、風場推算および波浪推算を実施する際の着目点
- ②近年の気象擾乱および地域特性を考慮し、天端高の検証において、越波・越流による浸水深の算定方法に関する着目点

その結果、いであ株式会社が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、いであ株式会社と随意契約するものである。

以上

横浜技調

随意契約理由書

件名 大水深岸壁等の効果的・効率的な整備手法等に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾技術研究所と随意契約する。

## 記

本業務は、船舶の大型化に対応した大水深岸壁等の港湾施設を効果的・効率的に整備するために必要となる港湾施設の計画から設計、施工、運営、維持管理に至るライフサイクル全般の課題の解決を目指すものである。

具体的には、矢板式係船岸の増深等の改良設計法、基礎捨石の安定性の評価手法、係留施設の使用可否判断手法、埋設された鋼材の腐食・防食の検討及び大規模高規格コンテナターミナルへの新技術・手法の導入と配置計画に関する検討を行うものである。

本業務実施に際しては、港湾整備に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

## 【必要となる技術力】

- ① 既設構造部材の残存耐力の評価を含む矢板式係船岸の増深設計手法に関する研究の実績を有していること。
- ② 基礎捨石の挙動に関して、大型遠心模型実験及び高度な画像解析システムを活用した研究の実績を有していること。
- ③ 係留施設の変位量を考慮した係留施設の性能評価に関する研究の実績を有していること。
- ④ 海洋環境下における鋼材の腐食・防食特性に関して、暴露試験施設や実環境下での連続モニタリングを活用した研究の実績を有していること。
- ⑤ 高規格コンテナターミナルにおける個々の荷役機械及び車両の動きを再現して貨物処理容量を解析・評価する能力を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成13年に設立された機関である。本業務に関連する研究においても、矢板式係船岸の改良設計に関する研究、基礎捨石の安定性評価手法の研究、係留施設使用可否判断手法に関する研究、鋼材の腐食・防食特性に関する研究、コンテナターミナルの取扱容量に関する研究等は国際的評価を得ている。また、上記①から⑤に示す高い技術力を有しており、これらの各研究を活用した総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

また、研究所は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成11年法律第208号）に則って設立された機関であり、公正かつ中立的な立場から研究を実施している。このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等と随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を申請する公募」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託契約を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

## 令和2年度

横浜技調

### 随意契約理由書

件名 東京国際空港における空港土木施設の設計・施工・維持管理等の高度化に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾技術研究所と随意契約する。

#### 記

本業務は、東京国際空港における空港土木施設の設計から維持管理までのライフサイクル全般にわたる課題の解決を目指すものである。

具体的には、空港土木施設の設計・施工・維持管理等の高度化を図るため、強震観測記録の解析と情報発信手法、改良地盤の物理探査による出来形の確認手法、地震動による地盤の累積損傷を考慮した変形予測及び鋼構造物の維持管理手法を検討するとともに、舗装材料の特性の評価に関する検討を行うものである。

本業務実施に際しては、空港土木施設の整備に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

#### 【必要となる技術力】

- ① 強震観測記録データの解析により、軟弱地盤における地震特性に関する研究の実績を有していること。
- ② 大型遠心模型実験及び高度な画像解析システムを利用した薬液注入工法の性能に関する研究の実績を有していること。
- ③ 地震応答解析手法の開発・高度化に関する研究に関する研究の実績を有していること。
- ④ 海洋環境下における鋼材の腐食・防食特性に関して、暴露試験施設や実環境下での調査結果を活用した研究の実績を有していること。
- ⑤ 航空機接地圧相当の走行荷重を載荷することができる試験装置を利用した舗装材料の特性の評価に関する研究の実績を有していること。
- ⑥ 空港コンクリート舗装の鉄網の効果に関する研究の実績を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成13年に設立された機関である。研究所は本業務に関連する地震時の地盤や構造物の挙動に関する研究、地盤・構造物の設計法の高度化に関する研究、鋼構造物（電気防食）の維持管理に関する研究及び空港における新しい舗装技術やその補修工法に関する研究等の知見を得ている。また、上記①から⑥に示す高い技術力を有しており、これらの各研究を活用した総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

また、研究所は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成11年法律第208号）に則って設立された機関であり、公正かつ中立的な立場から研究を実施している。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等と随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を申請する公募」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託契約を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

令和 2 年 度随意契約理由書件名：東京湾水環境再生計画に係る進捗状況検討業務

本件は、下記の理由により一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約する。

本業務は、東京湾水環境再生計画（平成 27 年 4 月改訂：国土交通省関東地方整備局）の中間評価として、これまで東京湾で実施されてきた水環境再生の現状や施策の進捗状況、課題について中間取り纏めを行ったうえで進捗状況に係る評価を行う他、生物生息環境改善プランにおける状況把握の一環として、現在実施中の実証試験内容について検証を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、上位計画である東京湾再生のための行動計画に関する取組状況やこれまでの評価結果に関する知識を有していることに加え、東京湾水環境再生計画に関する各種施策や取り組み状況、または各種研究報告などの内容を熟知していることが必要であることから、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

- ・上位計画（東京湾再生のための行動計画）中間評価結果との整合、および東京湾水環境再生計画の中間取り纏めに向けた施策の進捗状況、課題の整理を行う際の着眼点について

その結果、優れた技術提案を行った一般財団法人みなと総合研究財団を特定した。過去の同種業務における業務実績及び今回の技術提案の内容から総合的に判断し、一般財団法人みなと総合研究財団が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと思料される。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約するものである。

## 令和 2 年 度

## 随意契約理由書

件名 : 設計沖波作成他検討業務 (その3)

本件は、下記の理由により 日本港湾コンサルタント・沿岸技術研究センター共同企業体と随意契約いたしたい。

## 記

本業務は、東京湾における波浪推算を行い、港湾構造物設計に必要となる設計波の算出を行うとともに、構造物の安定性の照査を行うものである。

昨夏、東京湾に襲来した台風15号、19号は、湾内の港湾施設に甚大な被害を及ぼした。この台風は、通過進路、台風規模等が従来の想定と逸脱しており、ふた山型スペクトルという特殊な波浪を引き起こしていたことが推定されている。

さらに、閉鎖性水域かつ南北に長い東京湾内では、複雑な地形から波浪推算の難易度が極めて高い。

以上のように、従来にはない気象擾乱の想定を考慮しつつ、複雑な地形をもつ湾内のほぼ全域に港湾施設が広がる東京湾における沖波算定、施設検証には、高い技術力と豊富な知見が欠かせない。

また、先述の台風では多くの施設が損壊、越波・越流という被害を受けている。このときの浸水深算定において、レベル湛水法（たんすいほう）のように断面形状を線形と仮定した場合、浸水深を過大評価する可能性がある。被災状況（転倒、損壊等）、背後地の状況（緑地、住宅地、コンテナヤード等）等の条件により、浸水深の算定方法が異なると考えられる。

こうした背景から、本業務には高い技術力と豊富な知見が欠かせないため、プロポーザル方式により以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

- ①閉鎖性水域かつ複雑な地形であり、湾内のほぼ全域に港湾施設が広がる東京湾において、気象擾乱の選定、風場推算および波浪推算を実施する際の着目点
- ②近年の気象擾乱による東京湾内の被災を考慮し、天端高の検証において、越波、越流による浸水深の算定方法に関する着目点

その結果、日本港湾コンサルタント・沿岸技術研究センター共同企業体が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、日本港湾コンサルタント・沿岸技術研究センター共同企業体と随意契約するものである。

以上

## 令和 2 年度

## 随意契約理由書

## 件名：クルーズに係る港湾利用状況分析及び利便性向上方策検討業務

本業務は、下記の理由により、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約する。

本業務は、国内第3位の寄港回数（令和元年）を記録した横浜港をはじめとする関東地方 整備局管内の港湾を対象に、クルーズ客船の港湾利用に関する状況分析を行うとともに、長期停泊時において必要となる港湾側の対策について検討するものである。また、今後のクルーズ旅客等を通じた地域振興等を見据え、利便性向上のための方策の検討や、クルーズ旅客等の安全かつ円滑な移動・観光を支援するためのシステムの改良・効果検証などについて、課題への対策を検討するものである。

本業務の遂行にあたっては、クルーズ旅客等の安全かつ円滑な移動・観光を支援するためのシステムの改良・効果検証などについて、課題への対策を検討する必要があるため、クルーズ事情とクルーズ旅客等の行動特性に関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。また、本業務は、クルーズ客船長期停泊時に港湾に必要とされる機能・設備について検討するものであるが、分析にあたっては、通常利用時と長期停泊時の利用条件の違いを踏まえ、想定される状況を前提とした機能や能力、運用方法等の検討が必要である。そのため、求められる知見と検討項目が多岐にわたることから、クルーズ客船の受入や港湾施設に関して、総合的かつ最新の専門的な知見を有する者から、客船長期停泊時の電力供給、船舶給水、下水処理に係る港湾施設の課題解決方策の検討にあたって、検討対象とする具体的状況、施設及びその運用方法等の着眼点について簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、優れた技術提案を行った一般財団法人みなと総合研究財団が本委託業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約するものである。

令和 2 年度

## 随意契約理由書

## 件名：情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務

本業務は、下記の理由により、情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務みなと総合研究財団・三井E&Sマシナリー設計共同体と随意契約する。

## 記

本業務は、横浜港において、関東地方整備局が構築した CONPAS の高度化に向けた改修を行い、試験運用を通じて効果検証を行うとともに、将来の CONPAS の運用管理体制の検討を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、港湾物流とコンテナターミナルの運用の現状を十分に把握した上で、CONPAS を利用する関係者の意見を取り入れ、利用者が使いやすいシステムを構築する必要がある。また、CONPAS は、全国の各コンテナターミナルへの導入を視野に入れているため、入念な検討を行ったうえで、運用管理体制を構築していくことが重要となることから、港湾物流及び港湾情報システムに関する高度な専門的知識を有していることが求められる。

これらから、本業務の実施にあたり、CONPAS を長期的・安定的に運用するための運用管理体制を検討する際の着目点について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務みなと総研・三井E&Sマシナリー設計共同体が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務みなと総合研究財団・三井E&Sマシナリー設計共同体と随意契約するものである。

以上

令和 2 年度

## 随意契約理由書

## 件名：関東管内の港湾等における長期的な機能強化方策検討業務

本業務は、下記の理由により、中央復建コンサルタンツ株式会社と随意契約する。

## 記

本業務は、港湾を取り巻く技術動向・情勢変化を整理し、将来の港湾のあり方を検討・整理するとともに、関東の港湾について広域的視点から、機能強化・連携方針を含む将来像を検討・整理し、将来の事業量の推計等を行う。具体的には、関東地整管内の重要港湾以上（茨城、鹿島、千葉、木更津、東京、横浜、川崎及び横須賀）並びに東京湾中央航路を対象として、現状及び課題を分析し、長期的な機能強化の方策について検討・整理するものである。

本業務を検討するにあたって、将来の港湾の利活用のされ方や維持管理の変化の方向性や、対象港湾等別の機能強化策の検討において、各港湾の位置付けや、港湾間の連携、港湾の中長期政策「PORT 2030」の内容を踏まえた先進機能の導入の観点等、様々な角度から検討する必要があることから、検討・整理するうえでの着眼点が求められる。

そのため、簡易公募型プロポーザル方式により以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

「将来の港湾のあり方及び対象港湾等の機能強化方策の検討・整理に関する着眼点」

その結果、優れた技術提案を行った中央復建コンサルタンツ株式会社が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、中央復建コンサルタンツ株式会社と随意契約するものである。

以上

令和 2 年 度随意契約理由書件名：石炭灰混合材料による実証試験検討業務

本件は、下記の理由により一般社団法人 水底質浄化技術協会と随意契約する。

本業務は、東京湾水環境再生計画（平成 27 年 4 月改訂：国土交通省関東地方整備局）の取組の一環として、石炭灰混合材料による水環境再生を目的とした東京湾内での実証試験案を作成するとともに、実証試験によって得られる改善効果についての目標や評価指標の設定の他、実施に際しての留意点・課題等について整理を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、石炭灰混合材料の特性や施工計画策定によるこれまでの知見や専門的且つ高度な技術が必要であることから、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

- ・ 東京湾の環境特性を踏まえた石炭灰混合材料による実証試験計画作成における着眼点について

その結果、優れた技術提案を行った一般社団法人水底質浄化技術協会を特定した。過去の同種業務における業務実績及び今回の技術提案の内容から総合的に判断し、一般財団法人みなと総合研究財団が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと思料される。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、一般社団法人水底質浄化技術協会と随意契約するものである。

令和2年度

随意契約理由書

件名：関東管内の港湾における事業継続計画検討業務

本件は、下記の理由により公益社団法人日本港湾協会と随意契約する。

東京湾BCP及び港湾BCPについては、策定された計画の実効性を不断に検証し見直しを行うとともに、台風や高潮等、港湾機能に重大な支障を及ぼす恐れのあるその他の自然災害についても対応していく必要がある。本業務は、横浜港事業継続計画に基づき訓練を実施し、実効性の検証を行うとともに、東京湾BCP（地震・津波編）の改訂版及び同BCPの風水害編を新たに作成し、「東京湾航行支援協議会」の運営支援を行うものである。また、広域防災協議会において、行政機関の連携を図るための検討を行い、協議会の運営支援を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、港湾の事業継続計画に関する幅広い知見を有するとともに、広域連携を主観とした災害対応に関する総合的な知見を有していることが必要となることから、業務実施における着目点について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、優れた技術提案を行った公益社団法人日本港湾協会が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

これらのことから、会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。

## 令和 2 年度

## 随意契約理由書

## 件名：横浜港南本牧ふ頭地区における船舶航行安全検討業務

本業務は、下記の理由により、公益社団法人東京湾海難防止協会と随意契約する。

## 記

本業務は、京浜港の国際競争力強化を図るため、コンテナ船の大型化を踏まえ、横浜港南本牧ふ頭への入出港時に必要な船舶航行にかかる安全対策等について検討を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、港湾施設の規模や周辺海域の状況を把握するとともに、コンテナ船など船舶の操船や航行特性に関する知識を有し、かつ海上交通の法規に関して最新の知見を有していることが必要である。

これらから、本業務の実施にあたり、大型コンテナ船の入出港における操船シミュレータ実験及び航行安全検討を行う上での留意点について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、公益社団法人東京湾海難防止協会が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人東京湾海難防止協会と随意契約するものである。

以上

令和2年度

随意契約理由書

件名：諸外国の事例を踏まえた港湾における危機管理対策検討業務

本件は、下記の理由により 一般財団法人国際臨海開発研究センター と随意契約する。

新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中で、我が国に寄港するクルーズ船の乗客・乗員に感染者が確認される事例が発生しており、クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等において、適切な感染防止対策を講じる必要がある。また、新型コロナウイルス感染疑いのある船員が乗船する貨物船が我が国に寄港する事例や、世界的に船員交代問題等が発生しており、国際物流ターミナルにおける感染防止対策に加え、後続船の荷役の遅延・滞船などの発生防止等の危機管理対応が急務の課題となっている。

本業務は、新型コロナウイルス等の感染症発生時下における国内外港湾の危機管理対応事例について情報収集・整理するとともに、今後、我が国港湾においてクルーズ船や貨物船を安全かつ円滑に受入れていくための方策について検討を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、諸外国の港湾の動向に関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要となることから、業務実施における着目点について、簡易公募型プロポーザル方式【拡大型】により技術提案を求めた。

その結果、優れた技術提案を行った一般財団法人国際臨海開発研究センターが本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

これらのことから、会計法第29条の3第4項に基づき、一般財団法人国際臨海開発研究センターと随意契約するものである。

## 令和 2 年度

## 随意契約理由書

## 件名：京浜港における外来トレーラーの自働走行に係る検討他業務

本業務は、下記の理由により、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約する。

## 記

本業務は、「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向けた取組の一環として、外来トレーラーのドライバーの労働環境の改善及び安全性の向上並びに輸送の効率化を図るため、京浜港をモデルケースとして、港湾特有の環境下における自働走行トレーラーの導入に関する検討及び位置情報の活用を考慮したシャーシシェアリングの運営に関する検討を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、コンテナターミナルの環境や運用の現状を十分に把握した上で、自働走行トレーラーの実証実験に向けた現地調査や運行管理システムの開発に係る検討を行う必要があること、陸運事業者のニーズを踏まえた上で、シャーシシェアリングに係る検討を行う必要があることから、港湾物流に関する専門的知見を有していることが求められる。

これらから、本業務の実施にあたり、自働走行トレーラーの実証実験に向けて「コンテナターミナルの環境及び運用を踏まえた、現地調査の実施に向けた検討の着眼点」について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、一般財団法人みなと総合研究財団が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約するものである。

以上

## 令和 2 年度

## 随意契約理由書

## 件名：京浜港におけるコンテナターミナル待機時間調査手法検討他業務

本業務は、下記の理由により、中央復建コンサルタンツ株式会社東京本社と随意契約する。

## 記

本業務は、コンテナターミナルにおけるゲート前待機時間を把握する調査手法の検討、京浜港の各コンテナターミナルのゲート前待機時間の算定及びICTの活用によるコンテナターミナルゲート前待機時間の試算を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、コンテナターミナルにおけるトレーラー動線及び搬出入ゲートの運方法等を十分に把握した上で、商用車プローブデータを使用した精度の高い待機時間調査手法を確立させること、また、ICTを活用したコンテナ輸送効率化によるトレーラーの待機時間を試算するものであり、港湾物流に関する高度な専門的知識を有していることが求められる。

これらから、本業務の実施にあたり、コンテナターミナルゲート前のトレーラーの待機時間調査手法を検討する上での着眼点について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、中央復建コンサルタンツ株式会社東京本社が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、中央復建コンサルタンツ株式会社東京本社と随意契約するものである。

以上

## 公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
京浜港出入管理情報システム保守業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.4.1	住友電設(株) 東京都港区三田3-12-15	7120001044515	一般競争入札	15,451,417	15,290,000	99.0%	
港湾情報処理システム運用管理業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.4.1	groxi(株) 東京都中央区日本橋堀留町1-10-15	7010001123651	一般競争入札	38,722,389	36,631,540	94.6%	
みなとカメラ制御ソフトウェアライセンス更新 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.4.1	(特)港湾保安対策機構 東京都港区愛宕1-3-4	5010405005522	一般競争入札	1,716,000	1,716,000	100.0%	
首都圏臨海防災センター警備等業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.4.1	(株)MSK 千葉県千葉市稲毛区稲毛東3-6-15	7040001076153	一般競争入札	11,840,981	8,034,400	67.9%	
巡回カウンセリング等業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.4.1	(株)キャリアバンク 福岡市中央区天神2-14-2-2F	3290001018902	一般競争入札	1,637,661	855,800	52.3%	
東京国際空港雨水排水中和設備保守点検 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.4.1	壽環境機材(株) 大阪府大阪市北区天満1-19-4-3F	9120001063918	一般競争入札	29,861,877	23,980,000	80.3%	
東京国際空港保安警備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.4.1	首都圏ビルサービス協同組合 東京都港区赤坂1-1-16	1010405002003	一般競争入札	1,195,842,733	1,188,000,000	99.3%	
関東地方整備局車両管理業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.4.1	(株)セノン 横浜市中区桜木町1-1-8-12F	3011101023258	一般競争入札	(基本月額) 1,310,148円	(基本月額) 970,200円	74.1%	単価契約 予定調達総額 11,642,400円
コピー用紙購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.4.24	桔梗屋紙商事(株) 横浜市金沢区幸浦2-23-8	5020001128924	一般競争入札	5,882,800	3,970,890	67.5%	
インクタンク他購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.4.24	(株)井上企画 東京都町田市本町田3275-12	3012301002860	一般競争入札	6,609,427	5,782,117	87.5%	
首都圏臨海防災センターテント倉庫張替等 修理 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.5.12	太陽工業(株)東京支店 東京都目黒区東山3-16-19	9120001056632	一般競争入札	11,773,674	10,345,500	87.9%	

## 公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
千葉港清掃兼油回収船「べいくりん」定期検査整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.6.17	小湊造船(株) 千葉県袖ヶ浦市南袖9	7040001074272	一般競争入札	65,226,774	63,800,000	97.8%	
ソフトウェアライセンス購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.6.19	(株)トータル・サポート・システム 茨城県つくば市諏訪C19-6-1F	7050001004757	一般競争入札	5,833,245	4,937,900	84.7%	
東京湾中央航路航路調査船「うらなみ」点検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.7.14	京浜ドック(株) 横浜市神奈川区守屋町1-2-2	3020001030545	一般競争入札	8,598,188	8,008,000	93.1%	
茨城港湾業務艇「ひたち」点検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.7.31	(有)大九造船 千葉県銚子市松本町3-971-27	5040002085717	一般競争入札	6,607,407	6,160,000	93.2%	
首都圏臨海防災センター庁舎で使用する電気の需給 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.7.31	リエスパワーネクスト(株) 東京都豊島区東池袋4-21-1-6F	3013301039380	一般競争入札	2,207,099	1,621,793	73.5%	
千葉港湾業務艇「あいりす」点検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.8.25	(有)根本造船所 川崎市川崎区小島町9-1	2020002098541	一般競争入札	2,934,305	2,008,600	68.5%	
関東地方整備局人材派遣業務(その3) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.9.1	(株)スマイルクルー 横浜西区平沼1-13-14	1020001094146	一般競争入札	(1時間あたり) 1,863	(1時間あたり) 1,535	82.4%	単価契約 予定調達総額 2,730,296円
川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点訓練運営支援業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.9.11	コーエィ(株) 群馬県前橋市小出町1-9-12	2070001001170	一般競争入札	6,091,651	3,014,000	49.5%	
書庫他購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.10.16	(株)トミヤ 横浜市中区野毛町4-173-2-1203	5020001035006	一般競争入札	2,107,919	2,079,000	98.6%	
東京港湾業務艇「江戸」定期検査整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.11.10	(有)根本造船所 川崎市川崎区小島町9-1	2020002098541	一般競争入札	11,586,224	10,230,000	88.3%	
京浜港湾業務艇「たかしまⅡ」中間検査整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.11.20	京浜ドック(株) 横浜市神奈川区守屋町1-2-2	3020001030545	一般競争入札	9,901,261	9,790,000	98.9%	

## 公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
京浜港施工管理カメラ設置 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.11.27	(株)九電工 東京本社 東京都豊島区東池袋3-1-1	6290001001120	一般競争入札	145,678,898	137,500,000	94.4%	
防災備蓄食料他購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.11.27	(有)三章堂 東京都千代田区神田神保町1-1 03	2010002010093	一般競争入札	2,015,104	1,504,224	74.6%	
平机他購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.12.4	(株)マルハチ 横浜市鶴見区鶴見中央4-2-1 4	4020001018845	一般競争入札	12,058,970	10,312,280	85.5%	
電話機他購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.12.11	電通工業(株) 東京都品川区東大井5-11-2	7010401018749	一般競争入札	12,865,600	7,007,000	54.5%	
映像表示システム点検・修理業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.12.18	(株)日立産業制御ソリューションズ 茨城県日立市大みか町5-1-26	6050001023774	一般競争入札	11,206,188	10,428,000	93.1%	
関東地方整備局管内衛星画像取得業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.12.18	(一財)リモート・センシング技術センター 東京都港区虎ノ門3-17-1	8010405009768	一般競争入札	8,883,666	3,850,000	43.3%	
令和2年度ビデオ会議システム借上 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.12.18	(株)トシダ 神奈川県横浜市西区伊勢町1-15	5020001015536	一般競争入札	3,304,148	2,980,670	90.2%	
ラミネーター他購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.12.24	(株)トシダ 神奈川県横浜市西区伊勢町1-15	5020001015536	一般競争入札	3,777,351	3,630,000	96.1%	
椅子購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.1.15	(株)トシダ 神奈川県横浜市西区伊勢町1-15	5020001015536	一般競争入札	5,350,840	5,133,370	95.9%	
令和2年度TV会議用機器借上 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.1.19	(株)JECC 東京都千代田区丸の内3-4-1	2010001033475	一般競争入札	12,334,712	10,865,250	88.1%	
関東地方整備局タイルカーペット他張替 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.1.19	(株)アズーリ 東京都文京区白山3-3-3	9010001080040	一般競争入札	9,170,067	5,830,000	63.6%	

## 公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
無線LANアクセスポイント更新 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.1.26	groxi(株) 東京都中央区日本橋堀留町1-1 0-15	7010001123651	一般競争入札	12,881,000	11,539,000	89.6%	
令和2年度パーソナルコンピューター借上 (その2) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.2.3	NECキャピタルソリューション(株) 横浜市西区みなとみらい2-3-5	8010401021784	一般競争入札	6,160,739	5,033,600	81.7%	
横浜技調水理実験場機械設備整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.2.5	(株)横浜工作所 横浜市鶴見区生麦2-3-29	6020001019172	一般競争入札	1,540,931	1,298,000	84.2%	
プレハブ購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.2.16	東海工業(株) 香川県高松市三名町674-7	7470001002900	一般競争入札	5,558,300	5,555,000	99.9%	
鹿島港機械設備「固定ジブクレーン」点検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R3.3.5	日本海洋産業(株) 山口県下関市大和町1-5-8	5250001006132	一般競争入札	12,310,316	8,800,000	71.5%	





## 令和 2 年度

関東地方整備局

## 随意契約理由書

## 件名：行財政情報サービス提供業務

本業務は、下記の理由により、(株)時事通信社と随意契約する。

## 記

関東地方整備局は、社会資本の整備及び適切な維持管理、地震、風水害、津波等の自然災害や事故発生時への対応、地方公共団体への社会資本整備交付金等の支援等幅広い業務を担っている。

こうした幅広くかつ国民生活に直結する業務に迅速かつ適切に対応するためには、日常的に総理官邸を始めとする中央官庁や地方公共団体、さらには警察等の関係機関に関する最新の情報を最大限収集しておく必要がある。

関東地方整備局では定期的な会議や意見交換会で中央官庁や地方自治体等の関係機関から情報を直接収集すべく努力しているが、それらの人的接触による直接の情報収集方法だけでは、関係機関の必要な情報を適時に収集することは困難である。

このため、関東地方整備局では、多数の職員が同時に情報を収集できるメール配信等による情報提供サービスを導入してきたところである。

情報提供サービスを行っている業者は複数あるが、中央官庁や地方自治体関係の情報提供を専門的かつリアルタイムに配信しているサービスは限定される。

(株)時事通信社の「i-JAMP」は、インターネットを利用して、24時間リアルタイムで行財政経済の専門情報を配信する有料情報提供サービスである。

同社が独自に配信している官庁速報をはじめ、各省大臣会見、首長会見及び会見速報など中央官庁・地方自治体の動静やニュース、時々刻々と発生する政治・社会ニュース、災害情報などを、職員がリアルタイムで把握できるサービスは、(株)時事通信社の「i-JAMP」以外にない。

さらに「i-JAMP」で配信される行政ニュースや各分野の最新データ等の情報は(株)時事通信社だけが取り扱うと共に著作権を有しており、本業務を遂行できるのは(株)時事通信社以外にはない。

よって、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、(株)時事通信社と随意契約を行うものである。

## 令和 2 年度

特定離島港湾

## 随意契約理由書

## 件名：特定離島港湾事務所庁舎借上

本件は、下記の理由により、相模産業株式会社と随意契約する。

## 記

本件は、特定離島港湾事務所の庁舎借上を行うものである。

庁舎物件の選定にあたっては、①所管する南鳥島、沖ノ鳥島が東京都小笠原村に属することから、災害や工事事務等の緊急時はもとより、平常時においても地元自治体との調整が円滑に遂行できる場所であること、②離島の保全・管理に関する施策については、南鳥島で活動している防衛本省、気象庁、海上自衛隊横須賀総監部や不審船等の情報共有のため第三管区海上保安本部など、東京都内及び神奈川県内所在の関係官署との調整が必要であり、交通の利便性を考え選定する必要があること、③特定離島の港湾整備・管理に従事する作業船が係留できる沿岸域に近いこと、④災害対応を行うため耐震性を有する建物であること、⑤十分な執務スペースが確保できること等の条件をもとに、平成26年度に調査し、上記5つの条件を満たし、かつ最も経済的な物件として、相模産業株式会社所有の第5小池ビルを選定し、平成27年5月1日より庁舎として借り上げしている。現在においても適した国有施設はなく、周辺の調査により当該物件が平均単価より安価であることを確認している。さらに、新たに別の物件を借り上げる場合は、移転に伴う多額の費用を要することから、当該物件を継続して借り上げることが最良と判断した。

以上により、当該物件が限定され、供給者が一に特定されることにより競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、当該物件の所有者である相模産業株式会社と随意契約を行うものである。

## 令和2年度

## 随意契約理由書

件名：CONPAS保守・運用業務

本業務は、下記の理由により、株式会社三井E&Sマシナリーと随意契約する。

## 記

関東地方整備局では、情報技術を活用したコンテナターミナルゲートにおけるコンテナ搬出入手続の効率化を図るため、平成29年度「ICTを活用したコンテナ輸送効率化実証業務」、平成30年度「CONPAS改修及びコンテナ輸送効率化実証業務」、平成31年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務（その2）」、平成30年度「CONPAS保守・運用業務」、平成31年度「CONPAS保守・運用業務」において、CONPAS<sup>※1</sup>をシステム設計・構築し、横浜港南本牧地区等で試験運用を実施してきたところである。CONPAS試験運用の結果、コンテナ搬出入手続において時間短縮効果などの有効性が確認されている。

システムの継続的な活用による信頼性や有効性の確認、システム活用効果の検証に必要な実測データの蓄積を目的に、令和2年度も継続して試験運用を実施する。試験運用を実施するためには、CONPASの保守・運用を行う必要があり、本業務の契約先は、以下の要件を満たす高い技術力を有している必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

- ① CONPASを適切に保守するために必要な技術的知見を有していること。
- ② CONPASを円滑に運用するために必要な技術的知見を有していること。
- ③ CONPASの運用場所として想定されるコンテナターミナルにおける港湾物流に精通していること。

株式会社三井E&Sマシナリーは、平成29年度に発注した「ICTを活用したコンテナ輸送効率化実証業務」、平成30年度「CONPAS改修及びコンテナ輸送効率化実証業務」、平成31年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務（その2）」、平成30年度「CONPAS保守・運用業務」、平成31年度「CONPAS保守・運用業務」において、CONPASを設計・構築・保守・運用した者であり、CONPASを適切に保守、及び円滑に運用するために必要な技術的な知見を有しているとともに、コンテナターミナルにおける港湾物流に精通していることから、上記①～③の要件をすべて満たす者であり、本業務を円滑に、かつ適切に実施できる唯一の者であると判断される。

また、本業務の参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示の結果、参加意思確認書を提出する者がいなかった。

※1 関東地方整備局がコンテナターミナルゲートにおけるコンテナ搬出入手続の効率化を目的に設計・構築した港湾情報システム（特許出願中）

令和2年度

## 随意契約理由書

件名：川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点応急復旧及び緊急物資海上輸送等訓練業務

本業務は、下記の理由により五洋建設（株）東京土木支店と随意契約する。

## 記

東京湾臨海部の基幹的広域防災拠点（東扇島地区）（以下「防災拠点」という。）は、首都直下地震等の広域的な大規模災害時が発生した際に、海上輸送を主とした緊急物資の輸送拠点として機能することになっている。

そのため、防災拠点が被災した場合でも早期に応急復旧を行い、円滑な緊急物資輸送が行える体制を構築する必要がある。

関東地方整備局では、激甚な災害が発災した際に緊急的な応急対策に必要となる資機材・技術者・労働力等を確保することによって、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とし、乙 一般社団法人日本埋立浚渫協会関東支部（以下「乙埋浚協会関東支部」という）及び丙 関東港湾空港建設協会連合会と平成28年3月23日付で「災害時の応急対策業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）を締結している。

本業務は、発災時を想定した防災拠点内での応急復旧作業の一環として、作業員の緊急参集、仮設橋の架設、液状化地盤の復旧、駐機スポット周辺のフェンス設置や仕分け用テントの設営作業等の訓練を行うものであり、当該訓練において改善点、課題の洗い出し、さらには適切な応急復旧体制の確立を図ることを目的としている。

協定書第3条において、災害時に当局からの協力要請があった場合は、乙又は丙が応ずることとしており、協定書第8条においては、当局と乙及び丙並びにその会員企業は協力体制の充実・強化を図るために必要に応じて防災訓練を実施するものとしていることから、防災拠点における訓練には 埋浚協会関東支部又は関東港湾空港建設協会連合会会員の参加が不可欠である。

また、協定書第6条第1項に基づき、埋浚協会関東支部が定めた令和2年度の川崎港港湾区域災害応急対策計画において、同協会の会員である五洋建設（株）東京土木支店は防災拠点を含む浮島・東扇島地区（京浜運河側）の応急復旧の責任者となっている。このことから、同社でなければ本業務の目的が達成できない。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、五洋建設（株）東京土木支店と随意契約するものである。

令和2年度

随意契約理由書

件名：川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点緊急物資荷さばき等訓練業務

本業務は、下記の理由により川崎港運協会と随意契約する。

記

東京湾臨海部の基幹的広域防災拠点（東扇島地区）（以下「防災拠点」という。）は、首都直下地震等の広域的な大規模災害が発生した際に、船舶を利用した海上輸送を主とした緊急物資の輸送拠点として機能することになっている。

港湾運送事業法（昭和26年5月29日法律第161号）の定めにより、同法の指定港湾において船舶により運送される貨物の荷役等は、国土交通大臣の許可を受けた事業者しか行えないことになっている。

関東地方整備局では、川崎港における上記事業者95社から構成される団体である川崎港運協会と平成23年7月27日付で「災害時における荷役・運送等に関する協定」（以下「協定書」という。）を締結しており、地震、津波、台風等の異常な自然現象による激甚な災害時の荷役・運送等について同協会が実施することとしている。

本業務は、緊急物資輸送活動の円滑な実施のために防災拠点における緊急物資の搬出入、防災拠点に設置されたテント内での荷さばき、台船への荷役等の訓練を行うもので、緊急物資取扱作業における改善点、課題の洗い出し、更には防災拠点における円滑な緊急物資輸送活動を行う体制の確立を目的としている。

協定第2条及び第11条において、災害時に当局から協力要請があったときは、川崎港運協会が応ずることとしており、災害時における荷役・運送等の作業は当局からの要請により同協会で行うことができない。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、川崎港運協会と随意契約するものである。

令和2年度

随意契約理由書

件名：川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点駐機スポット設置訓練業務

本業務は、下記の理由により五洋建設（株）東京土木支店と随意契約する。

記

東京湾臨海部の基幹的広域防災拠点（東扇島地区）（以下「防災拠点」という。）は、首都直下地震等の広域的な大規模災害が発生した際に、海上輸送を主とした緊急物資の輸送拠点として機能することになっている。

そのため、防災拠点が被災した場合でも早期に応急復旧を行い、円滑な緊急物資輸送が行える体制を構築する必要がある。

関東地方整備局では、激甚な災害が発生した際に緊急的な応急対策に必要な資機材・技術者・労働力等を確保することによって、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とし、一般社団法人日本埋立浚渫協会関東支部（以下「協会」という）及び関東港湾空港建設協会連合会（以下「連合会」という）と平成28年3月23日付で「災害時の応急対策業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）を締結し、対応することとしている。

本業務は、発災時の防災拠点内での応急復旧作業の一環として、ヘリコプターの駐機スポット設置作業等を行うものであり、当該訓練において改善点、課題の洗い出し、さらには適切な応急復旧体制の確立を図ることを目的としている。

協定書第3条において、災害時に当局からの協力要請があった場合は、協会又は連合会が応ずることとしており、協定書第8条においては、当局と協会及び連合会は協力体制の充実・強化を図るために必要に応じて防災訓練を実施するものとしている。

また、協定書第6条第1項に基づき、協会が定めた令和2年度の川崎港港湾区域災害応急対策計画において、同協会の会員である五洋建設（株）東京土木支店は防災拠点を含む浮島・東扇島地区（京浜運河側）の応急復旧の責任者となっている。このことから、同社でなければ本業務の目的が達成できない。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、五洋建設（株）東京土木支店と随意契約するものである。